

大阪府医療審議会医療法人部会設置要綱

(設置)

第1条 病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人及び地域医療連携推進法人に関する事項を調査審議するため、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の21の規定により、大阪府医療審議会（以下「審議会」という。）に「医療法人部会」（以下「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、知事から諮問のあった次に掲げる事項について、調査審議を行う。

- (1) 医療法人に係る設立の認可等に関する事項
- (2) 地域医療連携推進法人に係る認定等に関する事項

(組織)

第3条 部会は、審議会の会長が指名する委員で構成する。

2 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員の互選により定める。

(運営)

第4条 部会は、必要に応じ開催する。

2 部会長は、部会を招集し、これを総理する。

3 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

5 部会の決議は、審議会の会長の同意を得て、審議会の決議とすることができる。

6 部会長は、部会における決議の結果について、審議会に報告する。

7 部会長に事故があるときは、部会委員のうちから互選された委員がその職務を代行する。

(部会招集の特例)

第5条 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する暇がない場合その他やむを得ない理由により部会を招集することができない場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付又は持ち回りし、賛否を問い、部会の会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 部会委員の報酬及び費用弁償の支給方法は、審議会の委員の例による。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、大阪府健康医療部保健医療室保健医療企画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この要綱は、平成5年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年1月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

附 則
この要綱は、平成30年5月21日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年5月11日から施行する。